

利用できる方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または精神科医の診断書をお持ちの方で18歳以上の方。

■営業日／月～土曜日

※5/3～5/5, 8/13～8/15, 12/30～1/3は休業日

※土曜日は不定期営業

■営業時間／9:00～16:15

■定休日／日曜日

■利用料／豊川市長が定める額の

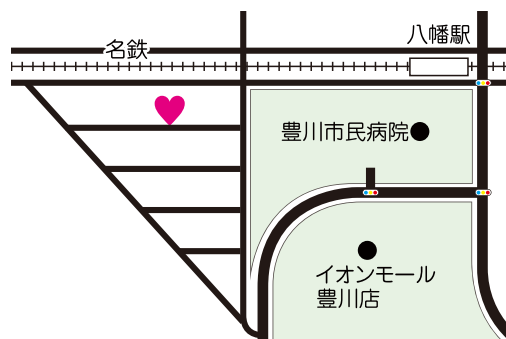
1割に相当する額

※但し負担上限額あり

※その他、食事代・レクリエーション・創作活動等の費用は実費がかかります。

■送迎あり／無料

※但し利用条件あり



Mint 地域活動支援センター ミント

〒442-0857 豊川市八幡町野路34番地
TEL.0533-80-2820 FAX.0533-80-2819



〒442-0857 豊川市八幡町野路34番地
TEL.0533-80-2756 FAX.0533-80-2757

ここにすれば
ひとりじゃないよ
みんないるよ



Mint
地域活動
支援センター ミント

スタッフが心によりそう「ここは居心地のいい場所」

地域活動支援センターミントは、地域で暮らしている 精神障害をお持ちの方が、気軽に立ち寄れる通所型施設です。「外に出るきっかけがほしい」、「仲間と楽しくすごしたい」、「体調や生活リズムを整えたい」「暮らしの中で困っていることを相談したい」といった思いをミントでかなえてみませんか？
精神科経験豊富な看護職員が、皆様の自立に向けた第一歩を支援・サポートさせていただきます。

活動内容の一例



ご自分のペース、体調等に 合わせて、参加は自由です。

ご利用の流れ

ご相談だけでも構いません。
お気軽にお問い合わせください。



①担当相談員またはミントへ直接相談

どの程度の精神障害をおもちなのか、施設での生活に適應できるのか確認いたします。



②見学・体験利用

まずはどのような場所か、実際に目で見て体験してください。



③市町村役所の福祉課へ利用申請

市区町村での申請は、利用条件を満たしているのか、サービス利用のための調査をします。



④利用決定 受給者証の交付

「地域生活支援事業の受給者証」を交付されると施設の利用ができる資格が得られます。



⑤利用契約

受給者の資格を得たら、当センターとの利用契約を結び、サービスの利用が開始されます。